

## 第7回 内心の自由

今回は、消極的権利（自由権）の1つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）及び学問の自由（23条）について検討します。

これらの人権の内容について、しっかりと理解しましょう。また、信教の自由と学問の自由に関連し、制度的保障という考え方についても理解しましょう。

### 1. 思想・良心の自由

- ・ 国民がいかなる思想をもっていようと、それが内心の領域にとどまる限りは、絶対的に自由であり、特定の思想をもつことについて、国家が禁止したり、それに基づいて不利益を課したりすることはできない。また、国民がいかなる思想をもっているかを国家が強制的に告白させることは許されない。
- ・ 民法723条に基づき、名誉毀損に対する名誉回復処分として、新聞や雑誌等に謝罪広告を掲載するよう、名誉毀損の加害者に対して裁判所が命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる限り、良心の自由を侵害するものではない（謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁））。

### 2. 信教の自由

- ・ いかなる宗教を信仰するかどうか、宗教的行為を行うかどうか、宗教的結社を結成するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 国家は宗教的に中立であることが要請される（20条1項後段、3項、89条前段）。これは、信教の自由の制度的保障（ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる）であると解される。
- ・ 問題となる国家による行為について、その目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が特定宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかどうかを、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断して、2要件ともに該当する場合に、国家と宗教との相当とされる限度を超えるかかわり合いとして、政教分離に違反すると判断される（津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁））。

- ・ ただし、今日では、判例は、目的・効果という着眼点にとらわれず、諸般の事情を考慮し社会通念に照らして総合的に判断し、国家と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超える場合に政教分離に違反すると判示するようになっている（空知太神社訴訟最高裁判決（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁））。

### 3. 学問の自由

- ・ いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかどうか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない（東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁））。

今回の講義の復習として、教科書の 4.1.1～4.3.2 (85-101 頁) を読んでおきましょう。  
次回は、精神的自由権の残りの 1 つである表現の自由 (21 条) について検討します。

Q7 信教の自由・政教分離に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、最も妥当なものはどれか。

1. 憲法が国およびその機関に対し禁ずる宗教的活動とは、その目的・効果が宗教に対する援助、助長、圧迫、干渉に当たるような行為、あるいは宗教と過度のかかわり合いをもつ行為のいずれかをいう。
2. 憲法は、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体であれば、これに対する公金の支出を禁じていると解されるが、宗教活動を本来の目的としなない組織はこれに該当しない。
3. 神社が主催する行事に際し、県が公費から比較的低額の玉串料等を奉納することは、慣習化した社会的儀礼であると見ることができるので、当然に憲法に違反するとはいえない。
4. 信仰の自由の保障は私人間にも間接的に及ぶので、自己の信仰上の静謐を他者の宗教上の行為によって害された場合、原則として、かかる宗教上の感情を被侵害利益として損害賠償や差止めを請求するなど、法的救済を求めることができる。
5. 解散命令などの宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしてもそこに何らかの支障を生じさせるならば、信教の自由の重要性に配慮し、規制が憲法上許容されるか慎重に吟味しなければならない。

(2016 年度行政書士試験)